

聖光高等学校学則

第1章 総則

第1条 本校は教育基本法並びに学校教育法に基づいて心身の発達に応じ高等普通教育並びに職業教育を施し且つ、キリスト教的宗教教育を授ける事を目的とする。

第1条の2 本校に全日制課程及び単位制通信制課程を設置する。

第1条の3 本校単位制通信制課程の教育区域は山口県及び広島県とする。

第2条 本校の修業年限を次の通り定める。

1. 全日制課程は3カ年とする。

2. 単位制通信制課程は3カ年以上7カ年以内とする。

第3条 全日制課程の第1学年に入学させる生徒の定員は

1. 普通科 185名

2. 総合ビジネス科 40名

3. 機械科 40名

2 単位制通信制課程の第1年次に入学させる生徒の定員は120名とする。

3 本校全日制課程からの転籍者、他の高等学校からの転入者及び編入者の受け入れは本校課程各年次につき30名を限度とする。

4 単位制通信制課程の生徒の総定員は700名とする。

第3条の2 単位制通信制課程の教科科目、スクーリング、単位の認定、卒業その他必要な事項は通信制規定として別に規定し、本学則の第4条以降は全日制課程についてのみ規定する。

2 通信制規定はこの学則と一体をなすものとして取り扱い、その改正は本学則改正手続きに準ずる。